

## 令和5年度 岩手県農業研究センター試験研究成果書

指導	複数の集落営農法人が出資する広域連携法人の特徴と取組の意義
<b>【要約】</b> 広域連携法人は、集落営農法人の維持・発展のための補完的な役割と担い手確保の役割を果たしており、将来的には地域水田農業の維持及び担い手確保・育成に果たす役割が一層高まると想定される。広域連携法人の取組は、集落営農法人の担い手不足・収益確保等の課題解決の一手段となり得る。	

### 1 背景とねらい

複数の集落営農法人（以下「集落法人」という。）が出資者となっている広域連携法人（図1以下「連携法人」という。）は、主に中国地方で先行して設立されているが、近年、県内でも設立が確認されている。そこで、中国地方と県内の連携法人を対象とした実態調査から、その特徴と取組の意義を明らかにする。

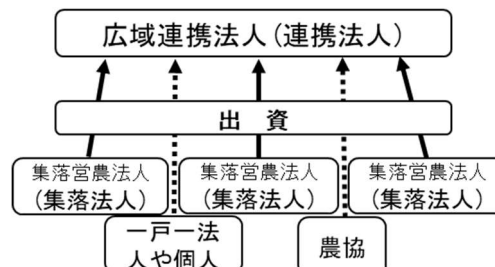


図1 広域連携法人と集落営農法人の出資関係

### 2 内容

#### (1) 広域連携法人の特徴（表、図2）

##### ア 広域連携法人の主な事業

共同防除や水田・転作作物等の農作業受託、機械・施設の共同利用、資材の共同購入等の事業を中心に、人材育成や除雪等各々の課題解決と収益確保に向けた事業が展開されている。

##### イ 集落営農法人に果たしている役割

通常の農作業は各集落法人での実施が基本であり、連携法人は、各集落法人単独で困難な事業を担うことで、各集落法人の維持・発展のための補完的な役割を果たしている。また、連携法人での従事者の雇用、連携法人の事業に係る出役者への対価の支払い等、担い手確保にも貢献している。

##### ウ 集落営農法人にもたらされている効果

連携法人が事業を実施することで、各集落法人は、機械・施設の共同利用や資材等の共同購入によるコスト削減、農作業委託等による農作業の効率化・省力化や品質の安定化、また、雇用・仕事の創出、集落法人間の連携強化による信頼関係の向上等の効果をもたらしている。

##### エ 地域性

県内の集落法人と比較して、中国地方の集落法人は経営面積が小さく設立時期も早いため、従事者の不足・高齢化が深刻で連携法人の設立が先行している。他方、連携法人の事業内容や役割は、地域間で大きな差はない。

#### (2) 取組の意義

連携法人は、今後、出資者の集落法人等が担い手不足で実施できなくなる農作業や業務の増加を見越し、従事者を確保しながら事業拡大を図ることを展望している。このことから、連携法人は、地域水田農業の維持及び担い手確保・育成に果たす役割が一層高まると想定される。集落法人では、担い手不足・収益確保等が共通の課題となっており、県内においても、その課題解決の一手段となり得る点で取組の意義がある。

### 3 活用方法等

(1) 適用地帯又は対象者等 農業普及員、JA営農指導員、市町村農政担当課等

(2) 期待する活用効果 県内の集落営農組織等の課題解決の参考となる。

4 留意事項 調査結果の詳細については、報告書を参照のこと。

### 5 その他

(1) 関連する試験研究課題 (R3-1) 集落営農組織の実態・課題を踏まえた経営維持・発展方向の提示〔R3～R5/県単〕

(2) 参考資料及び文献等 藤澤真澄・前山薫, 複数の集落営農法人が出資する広域連携法人の特徴と役割, 農村経済研究（審査中）

6 試験成績の概要（具体的なデータ）

表 広域連携法人の事業概要及び今後の展望

名称/立地	株式会社A/平地	株式会社B/平地	事業協同組合C/中山間	株式会社D/中山間	株式会社E/中山間	株式会社F/平地
県/設立年	岩手/2020年	岩手/2021年	島根/2009年	広島/2018年	山口/2017年	山口/2017年
出資者	6集落法人	6集落法人,他法人,個人	13集落法人	5集落法人,農協	21集落法人,農協	4集落法人,農協
連携の範囲	市内で小麦種子生産をしている集落法人	旧村内の全集農法人	町内の全集集落法人	市内の賛同集落法人	隣接3市町内の全集集落法人	近隣旧2町内の賛同集落法人
出資金	1,500万円	1,200万円	130万円	420万円	500万円(設立時)	151万円
構成集落法人の経営面積	52~210ha 合計:634ha	52~135ha 合計:467ha	5~26ha 合計:193ha	29~53ha 合計:186ha	5~42ha 合計:402ha	11~47ha 合計:116ha
従事者	専従者5名(地域内の若手,うち1名事務員)	専従者3名(執行役員2名,事務員1名) 臨時:構成集落法人や地域内外の若手等	構成集落法人のうちの1法人の代表が兼務(事務含む) 臨時:構成集落法人の若手等	構成集落法人のうちの1法人がオペレーター(若手)の主体(若手がいる法人,作業の再委託先) 事務:農協	臨時:構成集落法人の若手等 事務:農協	専従者1名(地域内の若手,事務含む) 臨時:地域内の若手等
事業内容	・施設の利用・農作業受託(小麦種子・大豆乾燥調製施設の整備,乾燥調製作業の一元管理) ・農産物生産(小麦新品種,飼料用米栽培) ・農作業受託(集落法人以外の期間作業,草刈り) ・その他作業受託(除雪受託)	・農作業受託(無人ヘリによる共同防除,緑肥種子散布,農道の草刈り) ・資材の共同購入 ・機械の共同利用 ・人材育成(ヘリ免許取得助成)	・農作業受託(無人ヘリによる共同防除,WCS収穫・調整) ・機械の共同利用 ・資材の共同購入 ・人材育成(宿泊施設を伴う研修受入) ・燃料販売 ・地域貢献活動 ・組織間の技術共有	・機械の共同利用(構成集落法人の機械の借上げによる利用) ・農作業受託・調整(ドローンによる共同防除・土壌改良資材散布,コンバイン収穫) ・資材の共同購入	・農作業受委託・調整(無人ヘリによる共同防除・肥料・土壌改良資材散布,センチビートグラス吹付,大豆収穫・調整) ・機械・施設の利用(園芸ハウスのリース等) ・資材の共同購入 ・人材育成(構成法人への就農希望者の共同育成)	・農作業受託(ドローンによる共同防除・土壌改良資材散布,水稲・麦・大豆の機械作業) ・機械・施設の利用(水稲共同育苗等) ・資材の共同購入 ・その他(ドローン講習所運営)
集落法人にもたらされている効果	・農作業の効率化,省力化 ・品質安定化 ・コスト削減 ・地域の若手の雇用の創出	・農作業の効率化,省力化 ・品質安定化 ・コスト削減 ・若手農業者等の所得確保(仕事の創出)	・農作業の効率化,省力化 ・コスト削減 ・若手農業者等の所得確保(仕事の創出) ・品質安定化 ・組織間の信頼関係向上	・農作業の効率化,省力化 ・コスト削減 ・品質安定化 ・組織間の信頼関係の向上 ・農作業の再委託(出資法人における雇用・仕事創出)	・コスト削減 ・農作業の効率化,省力化 ・品質安定化 ・若手農業者等の所得確保(仕事の創出) ・構成集落法人への就農(雇用創出)	・農作業の効率化,省力化 ・コスト削減 ・品質安定化 ・オペレーター不足解消(連携法人の雇用の確保) ・若手農業者等の所得確保(仕事の創出)
今後の展望	・構成集落法人以外からの作業受託の拡大 ・雇用の安定化 ・長期的には集落法人の受け皿の可能性あり	・人材育成(技術力強化等) ・長期的には集落法人間の労働補充の仕組み作りの検討の余地あり	・人材育成(人材の共有・派遣の仕組み作り) ・組織間連携の強化 ・町内の任意組織の法人化支援(連携法人への加入促進)	・農作業受託の拡大 ・組織間連携の強化(地域農業のけん引役)	・雇用(連携法人,構成集落法人)の確保	・利用権設定による農産物生産拡大 ・労働力派遣,補充等 ・農作業受託の拡大 ・専従者の確保

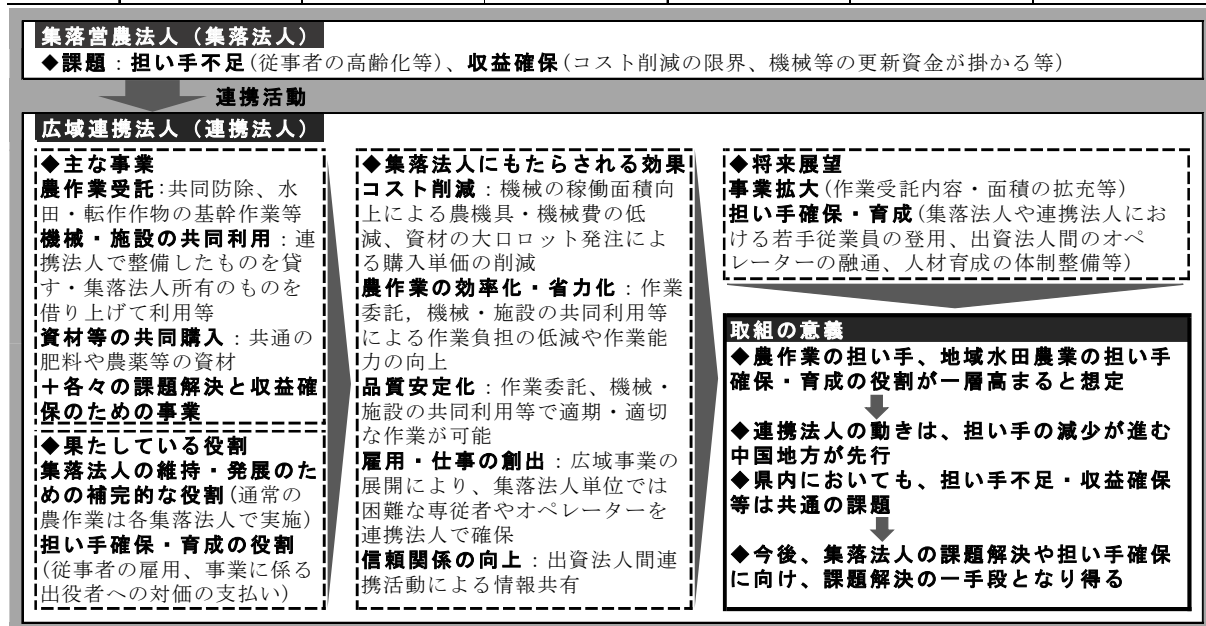


図2 広域連携法人の特徴と取組の意義

【担当】企画管理部 農業経営研究室